

◎ごみ処理手数料の減免について

家庭ごみ処理手数料の減免制度として、「可燃ごみ指定袋」を無料交付します。

ごみ処理手数料減免の内容については以下のとおりです。

対象区分	申請	内容		
乳幼児	申請不要	対象 ○市内に住所を有する3歳未満の乳幼児 ※ 施設入所等により「家庭ごみとしてごみ集積所に出さない場合」は対象となりません。		
		交付枚数 可燃ごみ(大)30 ^{リットル} 袋 30枚/年(3年間で最高90枚) ※出生以外で交付対象となる方については、交付要件を満たした時点(住民登録時等)における月齢に応じた枚数を交付いたします。		
		交付方法 ・市民窓口課又は各支所へ出生届 ⇒ 窓口において、90枚(3年分)を一括でお渡しします。 ・他市町村又は警備員室へ出生届 ⇒ 後日、ご自宅へ90枚(3年分)を一括で配送します。 ・転入届 ⇒ 後日、ご自宅へ月齢に応じた枚数を一括で配送します。 ・児童養護施設等から退所(転居届) ⇒ 後日、ご自宅へ月齢に応じた枚数を一括で配送します。 ※児童養護施設等から退院・退所の場合のみ生活環境課(Tel.026-224-5035)までご連絡ください。		
紙おむつ等常時使用者・在宅腹膜透析実施者等	申請必要	対象 ○市内に住所を有し、「紙おむつの常時使用者」又は「在宅における腹膜透析等に伴う多量の医療廃棄物の排出者」で、以下のいずれかに該当する方 ・介護保険の要介護又は要支援の認定を受けている方 ・身体障害者手帳又は療育手帳の交付を受けている方 ・医師等が発行した紙おむつ又は在宅医療用具の使用を証する書類の交付を受けている方 ※ 施設入所等により「家庭ごみとしてごみ集積所に出さない場合」は対象となりません。(施設によっては、家庭ごみとしてごみ集積所に排出可能な施設もありますので、入所時にご確認ください) ※ 「紙おむつ」は、リハビリパンツ、尿とりパッド等を含みますが、外出時のみ使用する等、一時的に使用する場合は対象となりません。 ※ 「在宅における腹膜透析等に伴う多量の医療廃棄物の排出者」とは、医療廃棄物等を1年間に可燃ごみ(大)30 ^{リットル} 指定袋で、概ね20枚程度を家庭ごみとしてごみ集積所に出す人が目安となります。		
		年間交付枚数		
		交付枚数	可燃ごみ(大) 30 ^{リットル} 袋	可燃ごみ(小) 20 ^{リットル} 袋
		紙おむつの常時使用者	60 枚/年	90 枚/年
多量の医療廃棄物の排出者	20 枚/年	30 枚/年		
※ 申請時に、「(大) 30 ^{リットル} 袋」又は「(小) 20 ^{リットル} 袋」のいずれかの容量を選択していただきます。 ※ 年度途中で申請される場合には、申請月によって交付枚数が異なります。				
交付方法 初回時は、以下の①～④を持参して申請をお願いします。申請内容を確認の上、原則として、窓口において指定袋をお渡します。(代理人の申請可、土、日曜・祝日を除く) ≪申請場所≫ 生活環境課(第二庁舎3階)、各支所 ≪持参いただくもの≫ ① 介護保険被保険者証、身体障害者手帳、療育手帳のうち所持するもの全て ② 【紙おむつ常時使用者】 紙おむつの使用が確認できるもの 例:領収書又はレシート(申請日以前6ヶ月以内のもの)、医師等が発行した使用を証する書類(有効期限の記載がある場合にはご注意ください) ③ 【多量の医療廃棄物の排出者】 在宅医療用具の使用が確認できるもの 例:医療機関等の公的な証明書(有効期限の記載がある場合にはご注意ください) ④ 窓口に来られる方の本人確認ができるもの…運転免許証等 ※ 「日常、多量に廃棄されている医療廃棄物」がある場合には、医療廃棄物の内容について、申請書にご記入ください。多量廃棄の実情確認のために、対象者の身体の状況をお聞きしたり、状況によっては、医師の診断書や対象者の状況の陳述書のご提出を求めさせていただきますことがあります。 ※ 以降の年度分については、申請内容に基づき、年度末に翌年度分を配送申請先へ配送します。(原則として申請不要) ※ 変更申請は随時受付しますが、容量・配送先の変更については翌年度分から反映となります。(申請要) ※ 長期入院や施設入所等により、対象者が要件に該当しなくなった場合には、生活環境課(Tel.026-224-5035)へご連絡ください。なお、交付済み指定袋の未使用分については、返還していただくことがあります。				

※ 生活保護又は生活支援給付世帯につきましても、ごみ処理手数料減免の対象になります。交付の詳細については、生活支援課(Tel.026-224-7529)にお問い合わせください。なお、施設入所等により「家庭ごみとしてごみ集積所に出さない場合」は対象となりません。